

株式会社デジタリフト

定 款

平成 24 年 11 月 22 日認証

平成 24 年 11 月 27 日設立

平成 26 年 4 月 10 日改訂

平成 28 年 9 月 30 日改訂

平成 30 年 12 月 25 日改訂

2019 年 7 月 24 日改訂

2019 年 9 月 1 日改訂

2019 年 12 月 19 日改訂

2020 年 3 月 1 日改訂

2020 年 4 月 1 日改訂

2021 年 6 月 24 日改訂

2021 年 7 月 29 日改訂

2022 年 9 月 1 日改訂

2022 年 12 月 21 日改訂

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社デジタルリフトとし、英文では、DIGITALIFT Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ウェブシステムの企画、開発、流通
- (2) インターネットのホームページの企画及び制作
- (3) インターネット広告の販売及び情報の提供
- (4) ウェブシステムの企画、開発、流通に関する代理店業務
- (5) インターネットのホームページの企画及び制作に関する代理店業務
- (6) インターネット広告の販売及び情報の提供に関する代理店業務
- (7) 国内外の広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業務
- (8) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務
- (9) 商品(含むサービス)の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画、販売及び付随する業務
- (10) コンピュータ、通信機器、それらの周辺機器及びソフトウェア、インターネット、モバイルインターネットに関する次の業務
 - イ. 研究、企画、開発、実施、製造、販売、輸出入
 - ロ. システムの構築、導入、運用、保守管理、コンサルティング
 - ハ. 情報処理、提供サービス及び通信提供サービス
 - ニ. 著作権、著作隣接権、意匠権、産業財産権及びデジタルコンテンツの取得、売買、賃貸借、管理運用
- (11) 広告業、出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業
- (12) マーケティング事業
- (13) IT システムの構築及びコンサルティング事業
- (14) インターネットを利用した商品の販売
- (15) マーケティングリサーチ業務
- (16) データ分析技術を用いた広告商品の企画、開発、流通
- (17) データ分析技術を用いた広告商品の企画、開発、流通に関する代理店業務
- (18) データ分析技術を用いた研究、調査及び情報提供、コンサルティング
- (19) データ分析技術を用いた研究、調査及び情報提供、コンサルティングに関する代理店業務
- (20) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施
- (21) 出版業

- (22) 有価証券の取得、保有、投資及び運用
- (23) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (24) セミナー・研究会等の講演及び運営業務
- (25) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主名簿及び新株予約権簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の

場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもって行う。

2. 前項の規定に係わらず、当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出

席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会の運営その他に関する事項は、法令又は定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第8章 雑則

(附則)

第46条 変更後定款第18条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。

2. 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。